

株主各位

第76期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書……………	1頁
連結注記表……………	2～7頁
株主資本等変動計算書……………	8頁
個別注記表……………	9～12頁

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

株式会社 千趣会

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、上記事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.senshukai.co.jp/soukai>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 自 2020年1月1日
至 2020年12月31日 ）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年1月1日期首残高	100	39,544	10,891	△6,800	43,736
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△180		△180
親会社株主に帰属する当期純損失			△3,946		△3,946
自己株式の取得				△8,005	△8,005
自己株式の処分		△1,275		3,275	1,999
自己株式の消却		△8,005		8,005	—
持分法の適用範囲の変更			2		2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△9,280	△4,123	3,274	△10,129
2020年12月31日期末残高	100	30,264	6,768	△3,525	33,606

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
2020年1月1日期首残高	366	49	△1,516	△120	△24	△1,245	42,490
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△180
親会社株主に帰属する当期純損失							△3,946
自己株式の取得							△8,005
自己株式の処分							1,999
自己株式の消却							—
持分法の適用範囲の変更							2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△171	△127	△0	1	24	△272	△272
連結会計年度中の変動額合計	△171	△127	△0	1	24	△272	△10,402
2020年12月31日期末残高	195	△78	△1,516	△118	—	△1,518	32,088

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1) 連結子会社の数 | 9社 |
| 主要な連結子会社の名称 | (株)ディアーズ・ブレイン
千趣ロジスコ(株)
千趣会コールセンター(株) |
| (2) 非連結子会社の数 | 1社 |
| 主要な非連結子会社の名称 | 千趣会香港有限公司 |
- 連結の範囲から除いた理由……上記非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

なお、非連結子会社でありました千趣会マーケティングサポート(株)は、当連結会計年度において清算終了しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 持分法を適用した非連結子会社の数 | 1社 |
| 持分法を適用した非連結子会社の名称 | 千趣会香港有限公司 |
| (2) 持分法を適用した関連会社の数 | 5社 |
| 持分法を適用した関連会社の名称 | ワタベウェディング(株)
(株)ベルメゾンロジスコ
(株)ベルネージュダイレクト
(株)毎日が発見
(株)センチンス |

持分法適用関連会社としておりました(株)コンパクトシークは、同社が実施した第三者割当増資により、当社グループの持分比率が低下したため、当連結会計年度において持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日と連結決算日との差異が6ヶ月を超える会社については、連結決算日直近となる当該会社の第2四半期の末日現在の財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

該当事項はありません。

なお、非連結子会社でありました千趣会マーケティングサポート(株)は、当連結会計年度において清算終了しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は全て連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券のうち時価のあるものは、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③たな卸資産

主として月別総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

また、事業用定期借地権等が設定されている建物及び構築物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法によっております。

- ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②販売促進引当金
販売促進を目的とするマイレージポイント制度に対する費用支出に備えるため、発行されたポイントの未引換額に対し、過去の行使実績率に基づき算出した将来の行使見込額を計上しております。
- ③賞与引当金
従業員への賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付に係る負債の計上基準
一部の連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
売上高を計上せずに、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。
- (6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (7) 販売促進費の会計処理
当社は通信販売事業を行っており、販売促進費のうち、翌連結会計年度の売上高に対応するカタログ関係費用は、前払費用として流動資産の「その他」に含めて計上しております。
- (8) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
- (9) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却についてはその効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。
- (10) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (11) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
- (12) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

追加情報に関する注記

(会計上の見積りの不確実性について)

新型コロナウイルス感染症拡大の状況、及び2020年4月に政府より発出されました緊急事態宣言による外出自粛要請等を受け、ブライダル事業では、同感染症拡大防止の観点から、営業時間の短縮及び一部店舗の臨時休業等をいたしました。2020年5月に緊急事態宣言が全国で解除され営業活動を再開し、緩やかに挙式件数が回復してはいましたが、11月以降全国的に感染者数の増加傾向が強まり、2021年1月に再び緊急事態宣言が発出されたことにより、業績への影響が継続しております。同感染症の収束時期や収束後の市場、消費者動向には不確実性がありますが、このような状況のもと、同感染症拡大前の状況に戻るには一定の期間を要するものと想定しております。

当連結会計年度末においては、当社が現在入手している情報等を踏まえて、ブライダル事業への影響が少なくとも2021年度末まで継続し、その後は徐々に回復するものと仮定し、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。また、通信販売事業等においては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定しております。

なお、現時点で入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行っておりますが、今後の状況経過により影響が変化した場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

1. 前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれていた「貸倒引当金戻入額」の金額は0百万円、「助成金収入」の金額は1百万円であります。

2. 前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」「災害による損失」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の特別損失の「その他」に含まれていた「投資有価証券評価損」の金額は3百万円、「災害による損失」の金額は18百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 33,426百万円

3. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物	3,814百万円
土地	5,233百万円
投資有価証券	603百万円
計	9,650百万円

(注) コミットメントライン契約に基づく借入金を担保するものであります。

なお、同契約による借入実行残高は2,100百万円であります。

4. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

当連結会計年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

5. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	10,000百万円
借入実行残高	2,100百万円
差引額	7,900百万円

6. 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ①2019年12月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日（ただし、2020年12月期末日を除く。）時点の報告書等における連結損益計算書に記載される営業損益及び経常損益が、提出された事業計画の数値を下回らないこと。
- ②各連結会計年度末日において連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を26,650百万円以上に維持すること。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	52,056,993	—	—	52,056,993
A種優先株式	5	—	5	—
B種優先株式	9	—	9	—

(注) A種優先株式の発行済株式総数の減少5株及びB種優先株式の発行済株式総数の減少9株は、自己株式としての取得及び消却による減少であります。

3. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年3月26日 定時株主総会	普通株式	80	2	2019年12月31日	2020年3月27日
2020年3月26日 定時株主総会	A種優先株式	100	20,000,000	2019年12月31日	2020年3月27日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については短期的な預金を中心に、安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。

また、設備計画に基づいて必要な資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は社内審査基準に従い、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理に関する体制を整備し運用しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に株価や発行体の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を断続的に見直しております。

営業債務である電子記録債務、買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用しております。

借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、原則として外貨建営業債務の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

また、営業債務、借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰り計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。（(注2)参照）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	19,592	19,592	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,695	3,695	—
(3) 未収入金	5,529	5,529	—
(4) 投資有価証券（※1）	603	1,552	949
資産計	29,421	30,370	949
(5) 電子記録債務	6,185	6,185	—
(6) 買掛金	3,620	3,620	—
(7) 短期借入金	2,100	2,100	—
(8) 未払金	4,721	4,721	—
(9) 長期借入金（※2）	10,008	10,006	△2
負債計	26,636	26,634	△2
(10) デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	(97)	(97)	—
デリバティブ取引(※3)	(97)	(97)	—

※1. 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

※2. 連結貸借対照表では短期借入金に含まれている1年以内に返済される長期借入金（連結貸借対照表計上額1,163百万円）は、長期借入金に含めて表示しております。

※3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務になる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 電子記録債務、(6) 買掛金、(7) 短期借入金、(8) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(10) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

(注2) 非連結子会社及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額684百万円）、非上場株式（連結貸借対照表計上額196百万円）及び投資事業組合出資金（連結貸借対照表計上額617百万円）については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 699円01銭

2. 1株当たり当期純損失 95円23銭

(注) 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、過半数の独立社外役員により構成される指名・報酬諮問委員会への諮問、同委員会からの答申を踏まえた新たな役員報酬方針の決定を行い、その一環として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に関する議案（以下「本議案」といいます。）を2021年3月30日開催予定の第76期定時株主総会に付議することといたしました。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

当社は、社会貢献の結果としての会社の繁栄を社是として堅持しております。

そこで、企業理念（社是）や企業戦略に合致するよう策定した役員報酬方針、報酬哲学に従い、役員報酬のインセンティブを、単なる利益の獲得のみを目指すのではなく、社会貢献の実践の結果としての企業価値の向上に連動するように設計することといたしております。

本制度は、その一環として、当社の取締役（社外取締役及び資本業務提携先から派遣された取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）の報酬と当社の中長期の企業価値を連動させるため、付与後3年間経過時又は退任時までの譲渡制限を付して当社の普通株式を付与する制度です。

本議案とは別に、同様の目的から、2021年度においては当社の従業員の一部、並びに、当社子会社（完全子会社）の取締役及び従業員の一部に対しても譲渡制限付株式を支給する予定です。

本制度の導入及び従業員への支給を行う目的は、第一に、取締役及び従業員が一丸となって企業価値向上に取り組む意欲を高める機能が発揮されることです。

第二に、譲渡制限期間を通じて対象取締役及び従業員が当社株式を保有するため、株主の皆様と価値の共有がなされることです。

第三に、当社の企業理念（社是）、企業戦略に合致した人材の慰留、招聘を図ることも可能となることです。

本制度の導入は「現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである」とするコーポレートガバナンス・コード補充原則4-2①にも合致します。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役報酬等の額は、2007年3月29日開催の第62期定時株主総会において年額4億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠と別枠にて、本制度を新たに導入することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本株主総会で本議案をご承認いただけました場合に、指名・報酬諮問委員会への諮問を経て行われる取締役会決議に基づき、対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額の別枠で年額1億円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年250,000株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われたときは、分割比率又は併合比率に応じて発行又は処分される株式数を調整することができるものとします。）。

譲渡制限期間は、（1）譲渡制限付株式の交付日から3年間又は（2）譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な交付日、支給時期及び配分については、本株主総会で本議案をご承認いただけました場合に、指名・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

①対象取締役は、上記（1）又は（2）の期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、その全部及び一部の一切の処分を禁止すること（譲渡制限期間中、処分禁止を確保するため専用口座を開設し、管理します）

②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

株主資本等変動計算書

（ 自 2020年1月1日 ）
（ 至 2020年12月31日 ）

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備	本 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
2020年1月1日期首残高	100	25	39,519	39,544	7,618	7,618	△6,800	40,462	
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当					△180	△180		△180	
当 期 純 利 益					1,803	1,803		1,803	
自 己 株 式 の 取 得							△8,005	△8,005	
自 己 株 式 の 処 分			△1,275	△1,275			3,275	1,999	
自 己 株 式 の 消 却			△8,005	△8,005			8,005	—	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	△9,280	△9,280	1,623	1,623	3,274	△4,382	
2020年12月31日期末残高	100	25	30,239	30,264	9,242	9,242	△3,525	36,080	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 金 評 価 額	繰 上 げ 損 益	土 地 評 価 差 額	再 換 算 差 額	評 価 額	
2020年1月1日期首残高	364	37	△1,516		△1,114	39,348
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△180
当 期 純 利 益						1,803
自 己 株 式 の 取 得						△8,005
自 己 株 式 の 処 分						1,999
自 己 株 式 の 消 却						—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△169	△101		—	△271	△271
事業年度中の変動額合計	△169	△101		—	△271	△4,653
2020年12月31日期末残高	194	△64	△1,516		△1,385	34,694

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式は、移動平均法による原価法により、その他有価証券のうち時価のあるものは、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により、時価のないものは移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

主として月別総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	38～50年
----	--------

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 販売促進引当金

販売促進を目的とするマイレージポイント制度に対する費用支出に備えるため、発行されたポイントの未引換額に対し、過去の行使実績率に基づき算出した将来の行使見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せずに、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 販売促進費の会計処理

当社は通信販売事業を行っており、販売促進費のうち、翌期の売上高に対応するカタログ関係費用は、前払費用に含めて計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

9. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

10. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

追加情報に関する注記

(会計上の見積りの不確実性について)

連結注記表「会計上の見積りの不確実性について」に記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 22,839百万円

3. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物 3,814百万円

土地 5,233百万円

投資有価証券 603百万円

計 9,650百万円

(注) コミットメントライン契約に基づく借入金を担保するものであります。

なお、同契約による借入実行残高は2,100百万円であります。

4. 保証債務

借入債務に対する保証

㈱ディアーズ・ブレイン 2,430百万円

5. 関係会社に対する短期金銭債権 1,174百万円

関係会社に対する長期金銭債権 2,462百万円

関係会社に対する短期金銭債務 480百万円

関係会社に対する長期金銭債務 44百万円

6. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2000年3月31日

当事業年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

7. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額 10,000百万円

借入実行残高 2,100百万円

差引額 7,900百万円

8. 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

①2019年12月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日(ただし、2020年12月期末日を除く。)時点の報告書等における連結損益計算書に記載される営業損益及び経常損益が、提出された事業計画の数値を下回らないこと。

②各連結会計年度末日において連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を26,650百万円以上に維持すること。

損益計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

売上高	504百万円
営業費用	4,416百万円
営業取引以外の取引高	206百万円

3. 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、当社が保有するワタベウエディング株式会社の株式に対するものであります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	11,865,448	379	5,714,200	6,151,627
A種優先株式	—	5	5	—
B種優先株式	—	9	9	—

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加379株は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、減少5,714,200株は、第三者割当による自己株式の処分によるものであります。

2. A種優先株式の自己株式の株式数の増加及び減少5株と、B種優先株式の自己株式の株式数の増加及び減少9株は、自己株式の取得及び消却によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債、再評価に係る繰延税金資産の主な原因別内訳

繰延税金資産	百万円
繰越欠損金	3,606
減価償却超過額	517
関係会社株式評価損	492
貸倒引当金	171
投資有価証券評価損	145
その他	608
繰延税金資産小計	5,543
評価性引当額	△5,020
繰延税金資産合計	522

繰延税金負債	百万円
販売促進費認定損	200
その他有価証券評価差額金	109
その他	14
繰延税金負債合計	323
繰延税金資産の純額	199

再評価に係る繰延税金資産	百万円
再評価に係る繰延税金資産	524
評価性引当額	△524
再評価に係る繰延税金負債	—
再評価に係る繰延税金資産の純額	—

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
法人主要株主	東日本旅客鉄道(株)	被所有 直接 12.5%	資本業務提携 (注)2	自己株式の処分 (注)1	1,999	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 当社が行った自己株式の処分を1株につき350円で引き受けたものであり、取引価格は本自己株式処分にかかる当社取締役会決議日の直前3ヶ月間の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均値であります。

2. 2020年9月16日に資本業務提携契約を締結しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)ディアーズ・ブレイン	直接 100.0%	役員 の兼任等	債務保証(注)1	2,430	—	—
				資金の貸付 (注)2	2,000	短期貸付金	200
						長期貸付金	1,800
	利息の受取	14	—	—			
子会社	上海千趣商貿有限公司	直接 100.0%	商品の仕入、出向等	資金の貸付 (注)2、3	—	短期貸付金	400
						長期貸付金	207
				利息の受取	6	未収入金	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. (株)ディアーズ・ブレインの銀行借入に対して債務保証を行っております。

2. 貸付金の金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3. 上海千趣商貿有限公司への短期貸付金及び長期貸付金に対し、合計240百万円の貸倒引当金を計上しております。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 755円79銭

2. 1株当たり当期純利益 43円53銭

(注) 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、過半数の独立社外役員により構成される指名・報酬諮問委員会への諮問、同委員会からの答申を踏まえた新たな役員報酬方針の決定を行い、その一環として譲渡制限付株式報酬制度に関する議案を2021年3月30日開催予定の第76期定時株主総会に付議することといたしました。

詳細につきましては「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。